

◇多摩市自治推進委員会 概要

1 自治基本条例とは

多摩市では、平成16年8月1日に『多摩市自治基本条例』(以降『条例』)を施行し、市民主体のまちづくりを進めています。この条例は、市民が市民の手で市民の責任によるまちづくりを実現するため、最も基本的な理念とそれを実現するための行動原則を定めた市の最高規範であり、市民、市議会、市長をはじめとする市の執行機関の責務と役割を定め、また永続的な市民参画・協働によるまちづくりのルールとして確立したものです。

多摩市自治基本条例より抜粋

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 私たちのまちの自治 まちづくりの主体者である市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割に応じて連携し、地域社会を築いていくこと。
- (2) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。
- (3) 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。
- (5) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。

2 自治推進委員会とは

自治推進委員会は、「参画・協働によるまちづくりが推進されているか」、「条例の運用に問題・課題はないか」など、条例に基づく「私たちのまちの自治」に関するルールの推進役として具体的な答申や提言を行う機関です。

多摩市自治基本条例より抜粋

(自治推進委員会の設置)

第30条 私たちのまちの自治の円滑な推進を図るため、多摩市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとします。
- 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。
- 4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。
- 5 委員会は、地方自治に識見を有する者及び市民による6人以内の委員をもって構成します。
- 6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

3 「私たちのまちの自治」の範囲

自治推進委員会が推進を図る「私たちのまちの自治」とは、条例に規定する全ての事項を対象にしています。具体的には、下表の○の部分です。

自治基本条例		市民	議会	市の執行機関						
				市長	教育委員会	監査委員	選挙管理委員会	農業委員会	審査委員会 固定資産評価	
理念	第1章	総則 目的、位置付け、定義等	○	○	○	○	○	○	○	○
	第2章	第1節 基本原則	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2節 市民の役割	○							
		第3節 コミュニティの役割	○	○	○	○	○	○	○	○
		第4節 市議会の役割		○						
		第5節 市長の役割			○					
第6節 市の執行体制			○	○	○	○	○	○	○	
手続き	第3章	情報の共有 情報共有、情報公開・個人情報保護		○	○	○	○	○	○	○
		第20条 (説明・応答責任)			○	○	○	○	○	○
	第4章	参画・協働形態、計画策定・実施・評価への参画	○		○	○	○	○	○	○
	第5章	住民投票	○	○	○					